

令和4年犯罪抑止目標等について

1 犯罪抑止目標

「治安の良さを実感できる社会を目指して！」

～県民の心と力をあわせて達成しよう！アンダー5,500件～

～特殊詐欺被害80件以下、住宅侵入窃盗被害140件以下～

2 重点対策の指定

- ・ 特殊詐欺被害防止
- ・ 住宅に侵入する窃盗被害防止
- ・ 子ども・女性対象犯罪被害防止

3 安全なまちづくりアクションプラン(主な取組内容等)

(1) 重点対策に対する取組

ア 特殊詐欺被害防止

- ・ 「留守番ボタンをポチっと作戦」を推進する。詐欺犯人は留守番電話であると直ぐに電話を切ることから、電話機の留守番電話機能を活用し、常時留守番設定にし、必要などころだけ掛けなおすことを呼びかける。この方法は、電話が使用される様々な手口の特殊詐欺の被害防止には大きな効果が見込めることから、全世代にこの作戦の周知に努める。

特に県警及び高齢者と接する機会の多い構成団体等と連携を密にし、呼びかける。

イ 住宅に侵入する窃盗被害防止

- ・ 施錠の徹底や防犯機器の普及促進を呼びかける広報・街頭啓発活動を推進する。
- ・ 「ロックの日(6月9日)」前後の街頭啓発をはじめ、県警と連携し、発生多発地域に対して「ロックDE(で)ガード」やツーロックなどを呼びかけるなどタイムリーな「スポット啓発」を実施する。
- ・ 空き巣や家人が在宅時に被害に遭う忍込み、居空きのうち、約46%が無施錠による被害であることから、各種広報媒体(ホームページ、しらがメール、広報紙等)や街頭啓発により、在宅時も含め、鍵かけの重要性を呼びかける。

ウ 子ども・女性対象犯罪被害防止

- ・ 「痴漢等被害防止期間」における被害防止啓発活動をはじめ自主防犯活動団体等と協働による防犯パトロール等の取組を実施する。
- ・ 県警ホームページ内の「滋賀県警察犯罪発生マップ」で発信している不審者情報を活用し、子ども・女性対象事案に応じた集中的な警戒活動を推進する。
- ・ 子ども・女性対象犯罪の発生状況等を「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり構成団体で共有し、各団体構成関係者に周知することで、自助による被害防止に努める。

(2) 工夫した多様な啓発の推進

テレビ、ラジオ、機関誌等の紙媒体、大規模小売店での啓発メッセージの店内放送、店内モニター表示の活用やYouTubeやFacebookなどのSNSなどを利用し、全世代への啓発を展開する。

(3) 地域の実情に応じた情報発信活動の推進

行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会での連携を密にし、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた犯罪情報や防犯対策などの情報発信活動を推進する。

(4) 多様な防犯活動の促進

子ども等の見守りの担い手を確保するため、普段の生活（ジョギング、花の水やり等）の中で、防犯意識を持つ「ながら見守り」を促進する。

(5) 全国地域安全運動期間中（10月11日～20日）の取組強化

自主防犯活動団体による青パト、パトカー（警察）、防犯ボランティアによるパトロールの強化や、県、警察、市町、事業所、県民が協働して防犯活動を集中的に実施する。

(6) 4つのかける運動の促進

「4つのかける」を促進し、自助・共助意識の高揚による、地域防犯力の向上を図る。

○気にかける

地域で発生する犯罪等に関心を持つほか、周囲の子ども・女性・高齢者等を見守る。

○声をかける

挨拶や声かけにより地域の絆を深め、地域への不審者の侵入を防ぐ。

○呼びかける

地域住民や事業所等に犯罪に遭わない地域づくりを呼びかけ、防犯の輪を広げる。

○鍵をかける

乗り物や住宅等への鍵かけは防犯の基本、誰もが鍵をかける習慣をつける。

5 実践県民会議構成団体等による安全なまちづくりアクションプラン実践上の配慮事項

- (1) 毎月15日を「特殊詐欺啓発強化日」として、街頭啓発を推進する。
- (2) 毎月20日の「地域安全の日」を中心に効果的な防犯活動を展開する。
- (3) 滋賀県子ども、女性、高齢者等を守る犯罪多発警報等発令制度による犯罪多発注意報・警報等が発令された場合、各々発令時の措置要領に従い、広報啓発やパトロール活動を推進する。
- (4) 各構成団体傘下組織に対し、犯罪発生情報や防犯対策等を円滑に情報伝達するなど、社会全体を包み込む重層的な防犯ネットワークの構築に配慮する。
- (5) 構成員の積極的かつ効果的な防犯活動に対して賞揚を行うよう配慮する。
- (6) 持続可能な自主防犯活動団体を形成するため、協働による防犯活動や立ち上げを支援する。
- (7) 県民総ぐるみ運動を推進するため、事業所や各団体による自主的な防犯活動を促進する。
- (8) 事業所や団体等に対し、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等への登録を呼びかける。
- (9) 各種防犯指針（学校等、通学路、道路・公園・駐車場、住宅、大規模小売店・深夜商業施設、特殊詐欺）に基づく防犯に配慮した環境づくりや普及啓発活動を推進する。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、街頭啓発においては、マスク着用、手袋着用、録音音声を活用した呼びかけや啓発品等を非接触で配布するテイクフリー方式などで実施する。